

平成23年第1回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成23年3月14日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 能登百合子君 | 9番 | 五十嵐辰雄君 |
| 2番 | 西村重之君 | 10番 | 会田瑞穂君 |
| 4番 | 守谷貞明君 | 11番 | 飯田勲君 |
| 5番 | 高橋一男君 | 12番 | 岩佐康三君 |
| 6番 | 中野敬江司君 | 13番 | 高木博文君 |
| 8番 | 今井利和君 | 14番 | 若泉昌寿君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|--------|
| 町長 | 遠山務君 |
| 総務課長 | 飯田修君 |
| 企画財政課長 | 秋山幸男君 |
| 税務課長 | 鈴木弘一君 |
| まちづくり推進課長 | 高野光司君 |
| 住民課長 | 木村克美君 |
| 福祉課長 | 師岡昌巳君 |
| 保健福祉センター所長 | 石塚稔君 |
| 環境対策課長 | 蓮沼均君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | 矢口功君 |
| 経済課長 | 菅田哲夫君 |
| 都市建設課長 | 飯塚正夫君 |
| 会計課長 | 飯田美代子君 |
| 教育長 | 伊藤孝生君 |
| 学校教育課長 | 鬼沢俊一君 |
| 生涯学習課長 | 石井博美君 |
| 水道課長 | 福田茂君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 蛭 原 一 博 |
| 書 | 記 雑 賀 正 幸 |
| 書 | 記 飯 田 江 理 子 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成23年3月14日(月曜日)

午前10時開議

- 日程第1 議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算
- 日程第2 議案第22号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第23号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第24号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 日程第5 議案第25号 平成23年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第26号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第7 議案第27号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算
- 日程第9 議員提出議案第2号 利根町議会基本条例
- 日程第10 議員派遣の報告
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第21号
- 日程第2 議案第22号
- 日程第3 議案第23号
- 日程第4 議案第24号
- 日程第5 議案第25号
- 日程第6 議案第26号
- 日程第7 議案第27号
- 日程第8 議案第28号
- 日程第9 議員提出議案第2号
- 日程第10 議員派遣の報告

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時02分開議

議長（若泉昌寿君） おはようございます。

金曜日11日午後に、東日本にわたりまして大きな地震が起きました。この利根町も大分被害が出ております。それに当たりまして、休日にもかかわらず職員の皆さん、全力で災害復旧に向けてやっていただきました。本当にありがとうございます。これからもよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（若泉昌寿君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

議員から追加議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長蛭原一博君。

〔議会事務局長蛭原一博君登壇〕

議会事務局長（蛭原一博君） 本日、条例制定議案1件が議員より提出されましたので、ご報告申し上げます。

議員提出議案第2号 利根町議会基本条例

以上で、諸般の報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

次に、閉会中において会議規則第120条の規定により議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

また、予算審査特別委員会委員長から、委員会審査報告書が提出されております。それぞれの写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（若泉昌寿君） 日程第1、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 平成23年3月2日付で予算審査特別委員会に付託されました議案の審査について、報告いたします。

議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算は、第1条第1表歳入歳出予算、歳入歳出総額は51億2,737万8,000円で、款1町税から款20町債までで、歳出は款1議会費から款12予備費までとなっております。第2条は債務負担行為、第3条は地方債、第4条は一時借入金であります。

予算審査特別委員会は、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算に関する歳入歳出について改めて各担当課長から説明を受け、その報告を受けて質疑を行いました。

以上、慎重なる審査の結果、賛成多数で原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

予算審査特別委員会は、3月7日より8日、10日、11日の4日間にわたり、7日は10委員、8日は10委員、10日は10委員、11日は11委員が出席し、町長、教育長、担当課長、担当職員の出席のもとで慎重な審査が行われました。

本年度の歳入歳出総額は51億2,737万8,000円、昨年度と比較しますと1億8,461万5,000円、3.73%の増となっております。増の主なものは繰入金、地方交付税、国庫支出金で、減の主なものは町税、町債です。

款1町税は14億7,460万円、前年度比6,320万4,000円の減で、構成比28.8%です。その要因は、個人町民税が納税義務者の減少により6,769万1,000円の減によるものです。

固定資産税は863万7,000円の増となっております。これは、もえぎ野台を中心に152戸の家屋新設と、それに付随する土地によるものです。

款2地方譲与税は、昨年度と同額の8,600万円。

款6地方消費税交付金は1億1,000万円増で2,000万円の増です。

款8地方特例交付金は、1,000万円増の3,400万円で、児童手当及び子ども手当特例交付金と減収補てん特例交付金です。

款9地方交付税は、前年度比8,000万円増の15億9,000万円で、構成比31%です。

款11分担金及び負担金は、919万5,000円増の5,622万円で、増の要因は、常総地域小児救急医療輪番制病院等運営費で利根町が事務局となったためです。

款13国庫支出金は、4,627万7,000円増の3億7,070万1,000円で、構成比7.2%。増の要因は、子ども手当負担金と障害者自立支援給付費負担金です。

款14県支出金は、1,143万3,000円増の3億98万1,000円で、構成比5.9%。増の要因は民生費県負担金で、障害者自立支援給付費負担金の増と保育所運営負担金で、低年齢保育児の増などによるものです。

款17繰入金は、1億3,295万3,000円増の5億1,035万5,000円で、財政調整基金繰入金、利根町公共公益施設維持整備基金繰入金、利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金、利根町環境施設整備基金繰入金、茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金、新利根川治水対策整備基金繰入金などからの繰り入れです。

款20町債は、6,330万円減の3億3,670万円で、構成比6.6%です。臨時財政対策債3

億2,000万円と利根北部地区基盤整備事業債1,670万円です。

歳出では、款1 議会費は1億951万5,000円、構成比2.1%、前年度比2,309万5,000円増で、これは、議員共済年金制度が廃止されることによる一時金の実質負担に対応するために3,223万2,000円が計上されていることでもあります。

款2 総務費は8億3,753万6,000円、構成比16.3%、前年度比1,334万4,000円の減です。まちづくり推進事業費が1,420万6,000円、町議会選挙費1,246万4,000円増額になったにもかかわらず、統計調査費、選挙費、徴税費、戸籍住民登録費等が減額となったためです。一般管理費、退職手当負担金の審査で、今後の利根町の職員の採用方針について、人口動態や財政等考慮すべきとの発言がありました。

また、まちづくり推進事業の農産物直売所等開設準備委員会支援業務委託について、学校法人が学校跡地に進出する動きが強まっているもので、慎重な対応が求められるとの立場で質疑があり、町長等からは、農産物直売所は利根町の農業振興策と一体のものであるとの答弁があり、いずれにしても今後慎重に対応するとの答弁がありました。

また、公用車リース事業の債務負担行為についての審査で、公用車の稼働率等について質問があり、今後そのことにも留意して公用車の購入やリースを検討したいとの答弁がありました。

空き家活用促進事業の具体的な内容について質問があり、それに対する答弁がなされました。

さらに、行政事務改善の一環として、ITコーディネーターコンサルティングへの業務委託の予算計上が説明されました。

款3 民生費は14億6,986万6,000円、構成比28.7%、前年度比1億1,016万円増で、社会福祉費で6,031万9,000円、これには小学校6年まで引き上げられた就学児医療給付費2,380万円が含まれております。

児童福祉費4,984万1,000円の増額には、低年齢保育児童がふえたための児童措置費等が含まれています。

款4 衛生費が7億1,267万4,000円、構成比13.9%、前年度比4,581万9,000円増で、保健衛生費が4,756万6,000円増です。負補交の常総地域小児救急医療輪番制運営費負担金2,662万7,000円、予防費1,103万6,000円増が中心で、清掃費は5億4,129万9,000円で174万7,000円の減ですが、清掃費が歳出全体の10.56%を占めています。

款5 農林水産業費が2億4,034万2,000円、768万円の減で構成比4.7%です。農業振興費のアンテナショップにかかわる予算がゼロになったことが中心ですが、利根町の基幹産業を農業と位置づけるとき、農業振興費の予算増大が必要ではないかとの委員からの発言がありました。

款6 商工費は2,330万4,000円、構成比で0.5%、17万円の減です。

款7 土木費は3億9,460万円、構成比7.7%、前年度比7,887万6,000円の増で、道路橋梁

費6,122万1,000円、公園費802万1,000円、下水道費646万1,000円がそれぞれ増となっております。

款8消防費が3億1,873万9,000円、構成比6.2%です。前年度比1,135万4,000円の増で、常備消防費の消防庁舎特別負担金の増額によるものです。消防施設費で小型動力ポンプ3台の購入費463万円も増額の要因です。

款9教育費が5億2,672万円、構成比10.3%、前年度比1,218万7,000円の減です。予算審査特別委員会では、校務用パソコン保守業務委託費及び小学校施設整備事業におけるパソコン賃借料をめぐって、高過ぎるとの発言がありました。なお、私立幼稚園就園奨励補助金は190名を見込んでいるとの説明がありました。

項2小学校費の学校管理費で1,506万1,000円減となりましたが、これは、懸案だった布川小学校の体育館用具倉庫の雨漏りの補修工事予算が計上されています。

項3中学校費の学校管理費で、利根中学校プール補修工事予算が計上されているとの説明がありました。

項4社会教育費1,055万1,000円、図書費498万5,000円が減となっていますが、図書購入費は別途予算措置され、実質的には昨年実績を上回るとの説明がありました。

一方、増額となったのは項2小学校費の目教育振興費は、小学校教育助成事業の節11需用費で副読本購入を中心に1,427万7,000円、目3学校給食費が布川小学校給食用ボイラー改修で321万3,000円、項3中学校費の目1学校管理費139万円、目3学校給食費110万4,000円が含まれております。

款10公債費が4億8,711万5,000円、構成比9.5%、4,979万3,000円の減です。

款11諸支出金が196万7,000円、前年度比151万5,000円の減です。

款12予備費が500万円で前年度と同額です。

なお、採決に先立っての議案第21号に対する討論は、3人の委員から、いずれも反対の立場で討論がありました。3人の討論に共通したものは、予算案全体に反対するものではないが、款2総務費、項1総務管理費、目9まちづくり推進事業費の節13委託料、農産物直売所等開設準備委員会運営支援業務委託については、JA及び生産農家の理解と協力は得られていない現状においては、赤字は必至であり、4年制大学開設を目指す学校法人タイケン学園の動きを見守るべきで、直売所ありきの印象を与えるこの予算には反対であることということが、その中心的な理由でありました。

反対討論の詳細は本会議で表明されるとも聞いておりますので、特別委員会の報告から詳細は割愛し、結果として賛成7名の反対3名で、賛成多数、原案どおり可決されたことを報告いたします。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から、12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

12番（岩佐康三君） 平成23年度利根町の一般会計予算に対する反対討論を行わせていただきます。

全般的には特別これといった反対の意見はございませんけれども、問題は学校跡地利活用事業の中に、委託料、これは農産物直売所等開設準備委員会運営支援業務委託として419万円、報償費として農産物直売所等開設準備委員会謝礼63万円が計上されております。金額としては非常に少なくは大したことはないと思います。しかしながら、遠山町長の公約の一つでもあります旧利根中学校跡地に農産物直売所を開設する案というのは、将来余りにもリスクが大き過ぎるのではないかという懸念がありますので、反対をしたいと思えます。

まず、県道千葉竜ヶ崎線は、車が1日平均約1万5,000台から1万6,000台通行する道路でございますけれども、毎朝夕、栄橋を渡る車で混雑いたします。さらに、土日を中心に南高校まで車が激しく渋滞する道路でもございます。栄橋から二、三百メートルぐらいいか離れていない旧利根中前に信号と右折車線を設置し、野菜の直売所をつくった場合、さらにひどい渋滞を引き起こす要因ともなります。

皆さんで視察した五霞町の道の駅は、1日平均約3万8,000台が通行する大変交通量の多い国道4号線わきにつくられており、フラットな地形上に広い駐車場をつくり、乗用車が100台以上駐車でき、数十台のトラックが駐車してもまだ余裕があります。食堂のメニューも工夫を凝らし、おいしいと評判でございました。400軒以上の農家が自作の作物を積極的に協力し、毎朝、作物をこの道の駅へ届けておられます。四、五億円の売り上げがあるというのも納得できた次第でございます。

車が1日平均、恐らく、ちょっとはつきりはわかりませんが、2万5,000台か3万台通る国道408号線わきにある道の駅ふるさと河内でさえ、10数年間、赤字を計上しておりましたけれども、やっとここ1年、2年で黒字になったようでございますが、いまだに米の価格に影響されて経営が左右されているようでございます。

遠山町長は、旧利根中跡地につくる野菜の直売所を、売り上げ5億円、利益六、七千万にしたいと言っておりましたけれども、1日の交通量が約半分以下になる県道千葉竜ヶ崎線で果たして第三セクター等に経営を任せて、この売り上げを実現することができるのでしょうか。経営としてしっかりやっていけるのでしょうか。

逆にヤオコー、ランドローム、わくわくランド等のスーパーが売り上げに影響し、撤退することになったら、住民にとってかえって悪い生活環境になってしまいます。

町長は、学生をあてにレストランをつくりたいとおっしゃっておりましたけれども、学生が食べる安い学食は、豊島講堂を改造すれば、学生、町民も利用できるカフェテリアと

して立派に利用できるはずでございます。

旧利根中グラウンドは、校舎の建っている地面から約2メートルほど低い位置にあります。このグラウンド全体を校舎の位置まで埋め立てるとした場合に、大まかな計算ではございますけれども、約3万7,000立米の土が必要となります。土の価格はいろいろありますけれども、土のみの価格を立米当たり1,800円として計算しますと、全体で6,600万円の計算になります。しかし、ブルドーザー等のならしとか、固める作業、採石や擁壁等の費用を含めると立米当たり約2,500円かかりますので、全体とすれば約9,250万円ぐらいになります。さらに、旧利根中前の県道千葉竜ヶ崎線に3メートル幅で20から30メートルの右折車線を増設し、グラウンドへの引き込み車線及び歩道を新設した場合に約2,000万円程度かかる費用は利根町負担となりますので、合計で1億円を超えてくる計算になります。

あと10年後、利根町は65歳以上の高齢者は人口の約50%を超えてまいりますし、労働者の人口は37%ぐらいに減ってまいります。町税の落ち込みは相当激しいものになってまいります。日本の高齢化率よりも利根町の高齢化率は早く進む現状で、ますます医療、福祉等にお金がかかってまいります。税収の落ち込み分を大学誘致によってカバーできるでしょうか。

このような現状の状況の中で、グラウンドのかさ上げと県道の新設や引き込み車線等に1億円以上かけて農産物直売所、トイレ、休憩所等をつくり、町が赤字経営の補てんをし続けなければならなくなると思われる農産物直売所に、なぜ今、手をかけるのでしょうか。

24年4月に開校を目指すスポーツ専門大学では、旧利根中グラウンドは多種多様なスポーツ選手の育成強化、トレーニングに使用できる最も必要なスペースと思われます。有名選手が育成されれば、大学としても喜ばしいことであり、利根町としても誇らしく、このグラウンド使用料が町の収入として入ってくれば、税収不足を補える一助ともなります。

議長と大学の責任者との話し合いの中でも、校舎から生徒のトレーニングを観察できるし、今の段差を利用して生徒のライブ活動にも使えるとおっしゃっていたほどでございます。現状のままのグラウンドを大学と賃貸契約をすれば、確実に町の収入になります。億単位の費用をかけて利益につながるかどうかわからない、むだとも思えるものに投資するほど、町の財政に余裕はないし、将来の町の財政に禍根を残すことになりかねないと判断し、この農産物直売所開設が入っている予算案に反対せざるを得ないわけでございます。

以上で反対討論を終わります。

議長（若泉昌寿君） 次に、賛成討論のある方。

次に、反対討論のある方。

4番守谷貞明君。

〔4番守谷貞明君登壇〕

4番（守谷貞明君） 反対討論をする前に、今回の東北関東巨大地震の際に、寝食を忘れて町のために頑張っていたいただいた対策本部、とりわけ水道課の皆さん、そして総務の皆

さん、その他重立って活躍された皆さんのおかげで、利根町は水道の復旧も早く終わり大変感謝いたします。どうも大変お忙しい中、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。皆さん、ありがとうございました。

それでは、農産物直売所について、私の考えを申し上げます。

基本的には、今、岩佐議員がおっしゃったこととほとんど一緒です。重複するかもしれませんが、私は、利根町の活性化、起爆剤、コアとなるものとして何らかのものをつくる必要があるだろうということについて、基本的には大賛成です。ですから、それが農産物直売所ということであるならば、農家の方々の丹精込めてつくったさまざまなものを売る場所が、利根町にできるということについては、私は非常にいいことと、農家の方々の仕事の励みにもなるし、非常にいいことだと思っています。

しかし、今回の農産物直売所については、非常にイージーゴーイング、安易だと思っています。基本的にどうしてそうかと言うと、まず、利根中学校跡地、統合の後、この跡地の利活用についてというところが3年ぐらい前からいろいろ話がありました。その中に老人施設だとか農産物直売所、それから、町の世論を二分した場外馬券売り場のこともありました。その当時から農産物直売所という構想があったのですが、このまま突っ走っては一体どうなるのだろうと、非常に危惧の念を抱いていました。なぜならば、通常、これは一般の企業、商店、いわゆるチェーン店も含めてすべての、いわゆる出店、お店を出す人たちが考えることは、最初に考えるのが商圈と立地条件なのですね。立地条件がきちっとしたところにつくらない限り、まず事業は成功しないということで、ほとんどの企業の方々がお店を出す、店舗を出したりする場合には、かなりの細かい調査を綿密に行って立地条件を調査します。その基本条件というのは幾つかあります。

まず、人が集まりやすい、広くて目立つ場所。遠くからもよく見える。そして次に大事なのは、入りやすい。こういう条件があって、なおかつそこにたくさん人がいつも通っていたり、集まっていたりする、そういう場所を選ぶのですね。

では、利根中の土地は一体どうでしょうか。あそこは、皆さんとくにご存じのことだと思いますが、いつも朝夕交通渋滞が起こっています。しかも、僕が最悪だと思っているのは、あそこは利根町側から栄橋に向かっていきますと左側が山というか、森が迫っているのです。林が迫っていて、しかもカーブしていて上り坂、非常に視界が狭いのです。そこをずっと行きますと、目に飛び込んでくるのは跨線橋ですね。非常に視界がクローズで開けていないのですよ。

ということは、車で来る人たち、栄橋から来てもそうですが、突然目の前にぼんとその施設が出てきたら、心の準備ができないから通過してしまいますね。入りません。しかも、ここは渋滞です。その辺について、手前から立て看板を何キロも前から置いたとしても、看板はあるけれども、どんな建物なのか、人間は見ないとなかなか安心しないから入らないのです。これを、もし商業に専門に携わっているコンサルタントにこの場所を見せた

ら、ここでやったらだめですと、100%ノーと言います。こんなところでわざわざ何でやるのか。千葉竜ヶ崎線の県道の中で、今のJAがあるあたりですとか、もっと視認性が開けていて明るくて、遠くからぱっと目に飛び込んでくるような場所は幾らでもあるんじゃないの、何でわざわざあそこなのと、必ず言うと思います。

しかも、さっき岩佐議員が言ったように、あそこはグラウンドの段差があるから、そこを盛り土で埋め立てて同じレベルにしてということを考えているようですが、それにしても、坂の途中にそういうものがあつたとして、計画を見てみると、そこは道路側には駐車場があつて、では施設はどこに置くのかということ、道路からかなり引っ込んだところなのですね。車で走っていて目に飛び込んでこないでしょう。

そうすると、ドライバーとして一見のお客さんはまず入らないと。大事なことは、一見のお客さんと呼び込んで、わざわざそういう場所につくるといふことに、私は非常に疑問を持っています。

次、2点目、これはJAとの関係ですね。これは町長の話、それから、課長の話、それから、JAの幹部と話した議員の話、その話が微妙にずれているのですね。どっちを信じたいかわからないのですが、私としてはJAとの関係がうまくいって、JAが全面的に協力して今あるところのお店を畳んで、利根町がやる農産物直売所に参加していただけないと言うならば、競合関係のままで、こんな小さな商圈で同じ農産物直売所が2店舗、町経営、第三セクター経営、JA、共存共栄できるのか。できっこないと思っています。こんな小さな商圈で二つは必要ないのですね。

だから、JAとの関係については、先日来、執行部の答えは、今後そういう関係を話し合いの中で構築していくんだということを強調されていました。しかし、計画段階できちっとそういう信頼関係が結ばれていないものについて、今後そういう信頼関係をつくって構築していくというお話に、にわかに信じがたい、こちらの思惑どおりになるのかどうか、非常に懸念を抱いています。

それから、4点目、ハードができました。では中身何ですかと。利根町らしい商品、農産物、こういうものがきちっと出荷できるのですか。しかも長期安定的にそろうのですか。米だけ置いたって競争には勝てません。しかも、利根町は後発です。この周りに幾らでもたくさん農産物直売所があります。つくった町がいっぱいあります。茨城県のところにいっぱいあります。約8割から9割が赤字というか、余りもうかっていないですね。

我々が視察に行った五霞、あそこも5年、10年という月日をかけて利益が上がるようになっていきます。あそこでもかなめとなった、キーとなったのが農家の人たちの頑張りなのです。その出荷組合の農家の人たちを育成するのに、最低で5年かかっている。商品として売れる農産物をつくるのに、やはり時間がかかるのです。しかも、それ専門家を交えてさまざまな研修会をやっています。そういうことについても、農産物直売所の担当の

課長及び町長の話では、これからつくっていくと。当面はよそから集める、そんなことでいいのでしょうか。

J Aとの関係及び農家の育成、これについても、まちづくり推進協議会と今度できる予算をつけた準備委員会で議論していくんだというお話ですが、全部先送りなのですね。もし最低そこで議論するとなれば、アウトライン、大ざっぱな基本計画、幹となる計画をきちっとつくったものをたたき台として提出するのが、最低限必要だろうと思うのですが、何も無いのですね。何もなくて、その中で話し合っただけで、話し合いがうまくいかなければやめればいいんだと、そこで賛成が得られなければ中止すればいいと、こんないい加減な計画の進め方はないと思うのです。やはり、町の再生のための起爆剤としてどうしてもこれをやるんだというならば、そこまできちっと考えた綿密な計画をつくって、これ絶対失敗は許されないのです。

さっき岩佐議員がおっしゃったように、利根町には財政の余裕がそんなにないのですよ。ですから失敗してごめんなさいなんて言っている余裕は全くないのです。失敗をしないようにどうしたらいいか、徹底的に検証していく必要があるのに、そこまでやっていない。それは今後やると。

僕はこういうことでは、方針として、方向性として、農産物直売所をつくること、先ほど冒頭で言いましたが賛成ですが、今の進め方、それから、利根中の場所、もうここでやるんだということであるならば反対をせざるを得ないと思っています。

議長（若泉昌寿君） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

5番高橋一男君。

〔5番高橋一男君登壇〕

5番（高橋一男君） 5番高橋です。私も反対討論を行います。

最初から、きょう岩佐議員あるいは守谷議員の反対討論の中で、大筋細かくお話がありましたので、内容的なものは私も同じなのですが、かいつまんで簡単に討論をしたいと思えます。よろしくお願いします。

議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

平成23年度予算審査特別委員会が3月7日から3月11日までの4日間、慎重審議されました。その中で3月7日のまちづくり推進課の予算で、学校跡地利活用事業530万3,000円の予算が計上されております。これは農産物直売所について、今年度新たに農産物直売所等開設準備委員会運営支援業務委託419万円を予算づけされております。

私は、土地利活用推進協議会の委員でもあります。その中で私はたびたび直売所に関しまして慎重論を述べてきておりますが、今年度の一般会計予算に反対する理由といたしまして、次の点を上げております。

一つ、町長が農産物直売所を公約に掲げた当時と現在とでは、社会的情勢が変化したこ

と。

一つ、竜ヶ崎市農協との連携が難しいと思われること。

一つ、農家住民の声として慎重論や反対論が多く聞かれること。

一つ、これまでの先進事例から見ても、町の財源になるとは到底考えられないこと。

一つ、農業後継者不足のため、生産者育成が極めて難しいこと。

一つ、栄橋の朝夕の慢性的な交通渋滞にさらなる渋滞が考えられ、立地条件が極めて悪いこと。

これらなどの条件から、幾ら町長の公約とはいえ、町民の税金を投資することを考えますと、失敗は許されません。私は、これは一つの大きなかけであり、ギャンブルであると思っております。

今後は、この直売所の計画の見直しも含めて協議をしていくことが大事であろうと考えております。

以上のことから、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算に対し反対といたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、賛成の討論のある方。

13番高木博文君。

〔13番高木博文君登壇〕

13番（高木博文君） 私は、特別委員会の委員長ということもあり、特別委員会では発言を保留としてきました。しかし、今、一議員としての一般会計予算に対する賛成、反対の立場での討論には、これは当然参加してもいいのではないかという判断に立ち、討論を行うものであります。

まず、今年度の予算案につきましては、私どもが強く主張してきました子宮頸がんのワクチンを初め、子供たちをどう安全に育てるかという、そういう予防接種の問題等についても、県下で一番ではございませんでしたけれども、しかるべき早い時期にそういう判断に立った措置をされた、その内容の予算も含まれている。

さらには、子供たちの医療費の無料化の問題で、今年度4月からスタートしたものを、来年度は小学校卒業まで、これは再来年度、中学校卒業までという、こういう過程の一つというぐあいに思うわけですが、これらについても着実に進めようという予算案がこの中に含まれている。そのほかにも一定評価する部分はあるわけです。

そして、今議論となっている、この農産物直売所の準備委員会を開設する業務委託ということについての論議でございますけれども、私は特別委員会の中での町長等の答弁等を聞いておまして、今、3人の議員の方が反対の立場からいろいろ表明された、そういう部分をこの準備の組織の中においても十分に関係者を交えて討議していくと、JAの協力、生産農家の育成、こういったものをなくして直売所は成り立たない。このことについては十分に町長も理解されていると、その関係者との話し合いも数次やっていると。

だから、いかに利根町の農業の問題を振興させていくかについての宿題が、この問題に

圧縮されていると思うのです。正直言って、利根町は農業が基幹産業と言いながら、はっきり言いまして、行政においても果たしてそういう位置づけで農協や生産農家に接しているのか、働きかけをしているのか、また、農協も農協として本当に日本の農業を自らが進めていくという自覚に立って、この利根町地域において責任を持つという立場から消費者に物を言ったり、生産者に物を言ったり、生産者を育成するという立場に立っているのかどうか、あるいは生産農家においても、確かに高齢化しておりますし、後継者もいない中において、新しい意欲というものはなかなかわいてこないと思いますけれども、税の面でも、わずか税金を納めているところは50人に満たない状況、金額にして70万円程度しか入ってこないという、そういう非常に厳しい実態、これをどう変えていくのかという立場を考え直す一つのきっかけになると思うのです。

そしてずっとやっていく中において、この場所、あるいはこの規模、これができる要素であるとか、これはできない要素であるとか、それをはっきり出していく中で最終的に結論、これは町長もできないときに無理押しすることはないということも言われておりますし、そういう慎重な対応をより具体的に裏付けていく場として、また、職員、農協、生産農家の意識を変えていく一つのきっかけとして、この場が活用されたならばいいのではないかと。予算総体としていろいろ努力されている面もありますから、私は平成23年度の一般会計予算案には賛成するものであります。

議長（若泉昌寿君） 次に、反対の討論のある方。

次に、賛成の討論のある方。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第21号 平成23年度利根町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第2、議案第22号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔 予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇 〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 議案第22号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計予算について報告いたします。

平成23年3月2日付で付託されました議案を審査した結果、全員賛成で原案を可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会は、開会中の3月8日、委員10名の出席のもと、町長を初め、教育長、課長及び担当職員の出席を求め審査しました。

平成23年度事業勘定は、歳入歳出それぞれ21億5,951万6,000円、前年度比4.6%の増です。

被保険者数は6,560人で、一般被保険者は6,100人で、300人増、退職被保険者が460人で40人減です。

主な歳入は、款1国民健康保険税が6億1,441万8,000円、構成比28.5%、前年度比1,452万5,000円の減で、一般被保険者5億6,036万6,000円、退職被保険者5,405万2,000円です。被保険者数はふえたものの、7割、5割、3割の減免措置もあり、1人当たりの国保税調定額はマイナス6%の9万8,073円となっています。

款3国庫支出金は4億9,301万8,000円、構成比22.8%、前年度比68万2,000円の増です。

款4療養給付費交付金は1億2,983万1,000円、構成比6%、前年度比1,218万円の増です。

款5前期高齢者交付金は4億1,417万8,000円、構成比19.2%、前年度比5,951万5,000円の増です。

款6県支出金9,765万9,000円、構成比4.5%です。196万7,000円の増です。

款7高額医療費共同事業交付金1億8,519万7,000円、構成比8.6%、476万3,000円の増です。

款8繰入金1億9,302万7,000円、構成比8.9%、2,962万3,000円の増です。その内訳は、一般会計から繰り入れ1億1,409万7,000円、財政調整基金からの繰り入れ7,893万円です。

主な歳出は、款1総務費5,210万4,000円、構成比2.4%。

款2保険給付費14億2,321万2,000円、構成比65.9%、8,337万7,000円の増です。

款3後期高齢者支援金等2億9,147万5,000円、構成比13.5%、770万4,000円の増です。

款6介護納付金1億2,778万円、構成比5.9%、529万2,000円の減です。委員会では被保険者の所得減の中で導入された7割、5割、3割の減免措置で、その財源について質疑があり、国、県及び町の負担について説明がありました。

また、共同事業拠出金において、高額医療費拠出や保険財政共同安定化事業事務費拠出金について質疑がありました。

さらに、保健衛生普及費における人間ドック250人、脳ドック70人の健診業務委託の財政措置が予算化されていることも判明しました。

次に、施設勘定について報告します。

歳入歳出とも1億519万2,000円で、前年度比2,111万2,000円の減です。

歳入は、外来収入は減少傾向にあること。さらに、薬を22年度から院外処方に切りかえたことを反映し、款1診療収入の外来収入で780万円の減。

款4繰入金が空調機械の工事が終了し、基金繰り入れがなくなり1,608万2,000円の減となりました。

歳出では、款1総務費の一般管理費が2,420万8,000円の減で、これは空調機械の工事が終了したことに起因します。

款2医業費、医薬衛生材料費が各種の予防接種のために320万円の増となっております。

以上で、国民健康保険特別会計予算についての報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第22号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第23号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 本委員会は、3月2日付で付託されました議案第23号 利根町公共下水道事業特別会計予算について、3月11日、委員11名と町長、教育長、担当課長及び担当職員が出席し、慎重に審査した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

歳入歳出それぞれの総額は3億6,097万8,000円で、前年度比1,670万円、4.9%の増です。

歳入の主なものは、款2 使用料及び手数料1億8,107万円、前年度比206万円増、構成比50.2%。

款3 国庫支出金2,825万円、前年度比645万円の増、構成比7.8%。

款4 繰入金1億1,671万9,000円、846万1,000円の増、構成比32.3%です。

歳出は、款1 下水道費2億2,085万1,000円、2,991万7,000円増、構成比61.2%。その内訳は、目1 公共下水道建設事業費が前年度比1,692万円の増、目2 公共下水道維持管理費が1,299万1,000円増です。

款2 公債費1億3,912万7,000円、1,321万7,000円減、構成比38.5%となっており、その内訳は、目1 元金が847万1,000円減、目2 利子474万6,000円減となっております。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第23号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第24号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 議案第24号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計予算について報告します。

本議案は、3月2日に付託されたもので、3月11日、委員11名と町長、教育長、担当課長及び担当職員が出席し、慎重に審査した結果、原案を賛成全員で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

歳入歳出予算の総額は515万2,000円で、前年度比38万5,000円の減です。

歳入は、款1 使用料及び手数料は昨年同額の488万6,000円で、構成比94.8%です。

款2 繰入金26万5,000円で、前年度比38万5,000円の減です。

歳出は、款1 霊園事業費505万2,000円で、38万5,000円の減です。委員会では霊園事業費が町営霊園使用料を上回っていることに質疑がありました。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第24号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第25号 平成23年度利根町介護保険特別会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 本委員会は、3月2日付で付託された議案第25号 平成23年度利根町介護保険特別会計予算について、3月8日、委員10名と町長、教育長、担当課長及び職員が出席し、慎重に審査した結果、原案を全員賛成で可決するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

歳入歳出それぞれの総額は10億1,140万3,000円で、前年度比4,875万9,000円の増で5.1

%増です。

歳入の主なものは、款1 介護保険料 1億9,430万4,000円、構成比19.2%、前年度比1,134万5,000円の増です。これは、第1号被保険者4,559名分の保険料です。

款3 国庫支出金は2億1,066万5,000円、構成比20.8%、前年度比964万7,000円の減で、調整交付金の減額が影響しています。

款4 支払基金交付金は2億9,685万3,000円で構成比29.4%、前年度比1,496万円の増で、介護給付費交付金が増となったものです。

款5 県支出金 1億4,292万1,000円です。

款6 繰入金 1億6,662万9,000円で構成比16.5%、前年度比2,403万5,000円。介護給付費繰入金が中心です。

歳出は、款2 保険給付費 9億8,137万4,000円、構成比97%、前年度比4,778万8,000円の増です。その主なものは居宅介護サービス 3億2,076万円、施設介護サービス 3億7,020万円、地域密着型介護サービス9,471万6,000円などになっております。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第25号 平成23年度利根町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時22分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします

議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第26号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 予算審査特別委員会に3月2日付で付託された議案第26号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計予算の審査の結果について報告いたします。

議案審査は、3月8日、委員10名、町長、教育長、担当課長及び担当職員出席のもと、慎重に審査した結果、全員の賛成で可決するものと決定しました。会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成23年度の歳入歳出は総額それぞれ490万3,000円で、前年度比53万8,000円増でした。

歳入は、介護予防ケアマネジメント費収入と一般会計からの繰入金で、歳出は介護予防ケアプラン作成に要する支出です。なお、ケアマネジメント費は1件当たり4,000円、初回加算が3,000円となっています。

以上で、報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第26号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第27号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 予算審査特別委員会に3月2日付で付託された議案第27号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員会から報告をいたします。

予算審査特別委員会は、3月8日、委員10名、町長、教育長、担当課長及び担当職員の出席を得て慎重に審査し、その結果、原案を全員の賛成で可決するものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

後期高齢者医療制度特別会計予算の歳入歳出はそれぞれ総額2億6,546万1,000円で、前年度比667万8,000円、2.5%の増となっています。

歳入は、款1 後期高齢者医療保険料が1億337万6,000円で、構成比38.9%、47万4,000円の増です。被保険者数は2,117人で、前年度比99人増の見込みです。

款3 繰入金は1億5,849万9,000円、構成比59.7%、前年度比520万9,000円の増で、一般会計からの繰り入れによるものです。

款5 諸収入358万3,000円は広域連合からの健診及び人間ドック、脳ドックの健診の経費に対する交付金です。

歳出は、款1 総務費1,516万4,000円、200万1,000円の増で、健診、人間ドック、脳ドック健診の業務委託費やコンビニ収納導入準備委託などによる支出です。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は2億4,988万5,000円、前年度比467万5,000円の増で、被保険者増によるものです。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第27号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可

決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第8、議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算を議題といたします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長高木博文君。

〔予算審査特別委員会委員長高木博文君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高木博文君） 予算審査特別委員会に3月2日付で付託された議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会から報告します。

予算審査特別委員会は、3月10日、委員10名、町長、教育長、担当課長及び担当職員の出席のもとに慎重に審査し、その結果、全員の賛成で可決することに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成23年度の給水戸数は6,521戸、59戸の増、年間給水量は169万6,000立方メートル、1日平均給水量4,647立方メートルで、前年と同じです。

本年度の水道事業収益が4億2,448万9,000円、前年度比966万円、2.3%の増で、項1 営業収益4億652万2,000円、項2 営業外収益1,796万4,000円で、これは消費税還付金です。

支出では11億580万8,000円、前年度比7億1,711万7,000円で、項1 営業費用9億4,569万9,000円、項2 営業外費用404万5,000円、項3 特別損失1億5,606万4,000円となっています。

これらは、平成24年度に県南水道企業団との統合に当たっての河内町配水管布設替え工事負担金1,400万円、県南水道工事負担金3億2,025万円、資産減耗費2億2,406万2,000円、建設仮勘定の固定資産処分がその要因です。

以上で、利根町水道事業会計の予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。それでは、議案第28号 平成23年度利根町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案を可決するものです。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第9、議員提出議案第2号 利根町議会基本条例を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員五十嵐辰雄君。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

9番（五十嵐辰雄君） 議員提出議案第2号 利根町議会基本条例

平成23年3月14日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 利根町議会議員 | 五十嵐辰雄 |
| 同 | 同 | 能登百合子 |
| 同 | 同 | 西村重之 |
| 同 | 同 | 守谷貞明 |
| 同 | 同 | 高橋一男 |
| 同 | 同 | 中野敬江司 |
| 同 | 同 | 今井利和 |
| 同 | 同 | 会田瑞穂 |
| 同 | 同 | 飯田 勲 |
| 同 | 同 | 岩佐康三 |
| 同 | 同 | 高木博文 |
| 同 | 同 | 若泉昌寿 |

利根町議会基本条例

上記について、次のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

まず、利根町議会基本条例の提案理由を説明いたします。

条例の素案づくりの段階から、その都度、全員協議会を開催、先進的な自治体を視察し意見交換を行い、先例にとらわれず利根町に適した条例を作成いたしました。

さらに、この条例案について町民の意見を聞くために、町内各地区ごとに公聴会を開催いたしました。公聴会に寄せられた数多くの住民の意見を取り入れ、修正に修正を加え成案といたしました。なお、条例策定段階において細部にわたり町執行部とも意見調整を行いました。議会基本条例を制定する理由について申し上げます。

これは、基本条例の前文にも記載してありますが、「地方議会は、地域主権・住民主権

の時代にあって、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

利根町議会は、利根町民によって選ばれた議員で構成された町民の意思を代弁する合議制機関である。

その責務は、自治体事務の論点、争点を広く町民に明らかにし、利根町における民主主義の発展と福祉の向上のために活動するものである。

議会及び議員は、町民の信託にこたえるため、高い使命感を持って職務に取り組み、町民とともに汗を流す町民協働の議会運営を行うとともに、活力ある地域づくりを進めることを誓約して、この条例を制定する。」

それでは、利根町議会基本条例の概略を申し上げます。

条例は第1章から第9章により構成されております。

まず、第1章総則、第2章議会及び議会の活動原則、第3章町民と議会との関係、第4章行政と議会との関係、第5章自由討議の保障、第6章委員会の活動、第7章議会事務局及び広報活動、第8章議員の定数・報酬、政務調査費及び政治倫理、第9章最高規範性と検証、以上から構成してあります。

利根町議会基本条例の特筆すべき点について申し上げます。

それは反問権について規定してあります。反問権について規定してある地方自治体の条例は、全国でも数えるくらいしかありません。第7条第1項第2号には、次のように定めてあります。「議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。」、これが利根町議会基本条例の一番の特徴でございます。

反問権については、議会というのは議論の場でございます。ですから、議論の活発化については一方的な質問でなくて、かみ合うような質問、実効性のある議会であることが一番の願望でございます。

それから、時間については、従前どおり、質問、答弁が1時間でございますが、質問は今まで議会の規則で1時間のうちに3回でございますが、これは3回という制限を撤廃しまして質問回数には制限はありません。ですから、議員については質問回数は3回でも4回でもということでございますので、明確な町民の求める本当の議会議論ができて、議会が機能するように願っております。

これが議会基本条例の特徴でございます。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第10、議員派遣の報告を行います。

去る2月25日に水戸市茨城県市町村会館において、平成22年度町村議会議員自治研究会が開催され、西村重之議員と高木博文議員が出席いたしました。

出席議員を代表して、西村重之君から報告があります。

2番西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

2番（西村重之君） 皆さん、こんにちは。先日の東北関東大地震に被災なされた方々に対してお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、去る2月25日、茨城県市町村会館において平成22年度茨城県町村議会議員自治研究会が開催されました。10町2村で参加者は132名、本町利根町からは、事務局長、高木議員、私の3名で参加いたしました。代表してご報告申し上げたいと思います。

初めに、「揺れ動く国際情勢と日本の課題」と題し、拓殖大学海外事情研究所所長兼拓殖大学大学院教授である森本 敏氏による講演がありました。

内容を集約してみますと、現在、テレビ、新聞等によって報道されている内外における状況等ございました。

続いて、2点目に「日常ながら運動でイキイキ健康ライフ」と題し、日常ながら運動推進協会会長で、現在TBSのはなまるマーケット、NHKおしゃれ工房等に出演し、活動されている萱沼文子氏による講演に入りました。

内容的には、運動しながらとなりますが、次の内容で3点ほど申し上げたいと思います。

一つ目に、ふだんよりもうちょっと意識して動くのがコツとなる日常ながら運動の3本柱。1点目に、全身持久力、有酸素運動であるちょっと早く、2点目にレジスタンス運動であるちょっと力を込めてゆっくり、3点目に、ストレッチとなるちょっと大きく伸ばす。

大きな2点目につきましては、日常ながら運動を生活習慣に取り入れる5大ポイントとしまして、姿勢をただす、和式生活を思い出す、これはしゃがんで立ち上がるという行動であります。何事にも前向きに考える、これはストレスを発生させない。やりやすいながら運動、これは自分で探していくしかないという状況です。それから、疲れたら休め、疲れたら動け、この精神を忘れないでやってほしいという内容でございます。

それから、3点目に、ほかに運動不足解消、これはメタボのための日常ながら運動ということでもあります。

生涯自立生活、これは高齢者のための日常ながら運動。頭すっきり日常ながら運動、生涯いきいきラブラブ人生、これはすっとなん体操という内容のもので、3階で議員全員

が運動しながら講演を受けたという内容です。

それから、3点目ですけれども、これは議員の皆さんが気になる地方議会議員年金制度の今後の課題としまして、町村議会議員共済会副部長、寺岡よりと氏による講演がありました。内容について申し上げたいと思います。

1点目に、地方議会議員年金制度の経緯について述べさせていただきたいと思います。

創設の経緯としまして、昭和36年、地方議会議員互助年金法公布がされておりますが、昭和37年、地方公務員等共済組合法に規定されております。これらは、地方議会議員の掛け金、特別掛け金と地方公共団体の負担金で運営されております。また、運営主体は都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会で運営されているわけですが、平成21年度末現在で会員数は約3万6,000人、受給者は約9万4,000人という約3倍の開きがあるということがございます。

次に、近年の動きとしまして、1番目に平成14年改正され、平成15年に実施されております。給付水準の原則20%下げ、また掛け金率、負担金率等の引き上げが平成14年に改正されております。

さらに、平成18年改正、これは平成19年からの実施となります。給付水準の原則12.5%の引き下げ、これは引き下げ予定者は一応10%引き下げということになっております。また、掛け金率、負担金率等の引き上げ、さらに合併の影響に対する激減緩和措置の導入。

次に、市町村議会議員共済会の財政対応の一元化というのが平成18年に改正されております。

これは、合併特例法において、国は実質的な市町村の合併の推進に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため、必要な措置を講ずる旨の規定があります。

しかしながら、合併の大規模かつ急速な進展に伴う議員数の予想を上回る激減、また、行革による議員定数、議員報酬の削減、なお、積立金は市町村が平成23年度、都道府県も平成33年度に枯渇する見込みであるという内容であります。

次に、3点目の地方議会議員年金制度検討会における検討ということで、地方議会議員年金制度検討会においては、対応策を検討、これは委員としまして大橋洋一氏外有識者、都道府県、市町村の各議長会議員共済会会長が出席されております。

この検討会におきましては、存続案としてA案、B案、それと廃止、この両論が併記されたわけですが、この内容については既に各議員の方には書類が回っていると思いますので、参考にしていただければと思います。

それから、現状と今後の予定としまして、平成22年10月5日、3議長会に総務省の考え方を提示、提示内容としましては、市議会議長会の存続案によることは、財源不足のすべてを公費で負担することにより、国民の理解を得ることが難しい。

平成22年11月5日、3議長から総務省に回答。その回答内容は、都道府県はA案、市は

廃止、町村はB案で存続。

平成22年12月3日、3議長に総務省の対応方針、これは制度の廃止を提示しております。3議長会からの要望内容は、平成23年統一地方選挙で退職する者等への配慮措置、高額所得者に対する支給停止措置の取り扱い等になっております。

平成23年1月25日、上記要望内容を踏まえ、改めて3議長会に総務省の対応方針を提示。これは制度廃止です。対応方針に基づいて、平成23年度地方財源計画への反映及び平成23年通常国会に本案を提出予定と。3月中旬ということでお話ございました。

次に、地方議会に年金制度見直しについての総務省の対応について報告させていただきます。

基本的な考え方としまして、地方議会議員年金制度を廃止することとする。廃止の時期は平成23年6月1日とする。廃止に伴う過去の最後の支払いに必要な費用の財源は、毎年度現職議員の標準総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとする。平成23年通常国会に廃止措置を講ずる法案を提出することとした。

次に、廃止後の給付の取り扱いについてお話し申し上げます。

1点目に、廃止時に現職である議員、これは6月1日現在ということです。廃止時に年金受給資格を満たしている者、これは在職12年以上は掛け金総額及び特別掛け金総額の80%の一時金の給付を受けるか、廃止前の法律の例により年金の給付を受けるかを選択することができる。また、廃止時には年金受給資格を満たしていない者は、在職12年未満の方は掛け金総額及び特別掛け金総額の80%の一時金を給付する。また、廃止後に退職したものの一時金の受給時期は、任期満了を含む廃止後、最初の退職時とすると説明されております。

2点目に、廃止時に既に議員を退職している者、これは廃止時に既に議員を退職して退職年金の受給理由が生じているものについては、廃止前の法律の例により年金受給を継続することとする。ただし、平成23年1月から5月までに退職した者については、退職時に年金受給資格を満たしている場合には80%の一時金を受けるか、廃止前の年金の給付を受けるか、どちらかということです。

また、退職時に年金受給資格を満たしていない場合には、80%の一時金を受けるということに変わっております。

次に、退職年金にかかわる給付の引き下げと支給停止措置として、退職年金額が一定額を超えるものに対する給付の引き下げは、年金受給資格を満たしている者と満たしていない者のいずれかの場合においても、退職年金の年額が200万円を超える者に給付する退職年金については、当該超える額の10%に相当する額を引き下げることとする。先生の話では、町村議員ではだれもいないのではないかという報告がありました。

次に、高額所得者に対する支給停止措置の強化は、退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額、これは住民税の課税総所得金額ベースとなります。との合計金額が700

万円を超える者に給付する退職年金については、当該超える額の2分の1に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額現行190万4,000円を廃止することとする。

また、遺族年金の取り扱いについては、廃止前の法律の例により年金を給付することができる。

次に、平成23年1月以降の掛け金分の取り扱いについては、平成23年1月以降に退職して一時金を受給する者については、同月分から平成23年5月分まで支払った掛け金総額及び特別掛け金総額の全額を一時金に算入する。これは100%返金するということになっております。

なお、廃止時に既に退職している者については、既に支給されている一時金との差額分を廃止時に支給するという内容でありましたけれども、昨日、11日の新聞におきまして、政府は市町村合併による議員減で財政破綻が見込まれる地方議員年金制度を6月1日で廃止するための地方公務員等共済組合法改正案を閣議決定した。制度の廃止時点で現職の議員はみずからの掛け金の80%を一時金として受け取れる。在職12年以上で年金受給資格を得ている現職の議員は、年金の形でもらうこともできるという11日の新聞の記事にありました。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務調査のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 次に、各組合議員から各組合議会の報告について発言を求められておりますので、これを許します。

まず、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員会田瑞穂君。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議員会田瑞穂君登壇〕

稲敷地方広域市町村圏事務組合議員（会田瑞穂君） それでは、報告させていただきます。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会報告

稲敷地方広域市町村圏事務組合では、平成22年度中、定例会が2回、臨時회가2回開催されました。

まず、7月29日第1回臨時회가開催され、人事案件が1件、条例の一部改正案件が1件、財産の取得に関する案件が2件、報告案件が1件の計5案件が審議されました。

内容につきましては、人事案件では公平委員の選任に当たり、牛久市の委員が辞職したことにより後任の公平委員に、同じく牛久市の山田照雄氏を選任したものであります。

次に、条例の改正につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正であります。国の省令の改正に伴いまして、組合火災予防条例の関係条文の整備を行ったものであります。

次に、財産の取得についてですが、江戸崎消防署及び桜東分署に配置している消防ポンプ車を更新するため、取得するものであります。

次に、報告案件でございますが、牛久市で発生した救急車の事故の和解についての報告であります。

いずれも原案のとおり同意、可決または承認されました。

次に、平成22年11月5日に第2回定例会が開催され、条例の一部改正が1件、決算関係が3件、補正予算が2件、報告案件が1件の計7件について審議を行いました。

条例の一部改正につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正するものであり、国の省令の改正に伴いまして、組合火災予防条例の関係条文の整備を行ったものであります。

決算関係では、平成21年度の組合一般会計決算、養護老人ホーム松風園特別会計決算、水防事業特別会計決算の3案件であり、3会計合計の歳入総額は37億4,178万1,659円で、歳出総額が37億32万7,371円、歳入歳出差引額は4,145万4,288円で、実質収支額も4,145万4,288円でありました。

一般会計補正予算（第1号）は、平成23年度に建設を予定しております（仮称）新河分署の設計変更による設計委託料の増額を行うとともに、同分署の建設の履行期間を考慮し、

実施設計委託料について繰越明許費を設定したものであります。

養護老人ホーム松風園特別会計の補正予算（第1号）では、嘱託職員の報酬の更正と、庁舎内の換気扇改修を行うため、工事請負費を増額した内容のものであります。

報告案件では、国の省令の改正に伴いまして、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防手数料条例の関係条文の整備をしたもので、施行日が10月1日となっていることから、議会を招集する時間的な余裕がなく、専決処分が行われたものであります。

いずれも原案のとおり、可決、認定または承認されました。

次に、12月27日に第2回臨時会が開催され、一般会計補正予算（第2号）及び報告案件の審議を行いました。

審議に先立ちまして、稲敷市において12月12日に議会選挙が行われたことにより、組合副議長が任期満了となったことから、副議長選挙が行われ、稲敷市の柳町政広氏が副議長に当選いたしました。

なお、稲敷市からは副議長の柳町政広氏を初め、関川初子議員、松戸千秋議員、岡沢亮一議員の4名が新たに組合議員に選出されました。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、（仮称）新河分署の用地が河内町長竿地区に決定したことから、建設予定地の関係経費として、分署用地費等負担金として5,076万円を計上し、全額河内町の負担金としたものであります。

また、同予定地の造成工事が22年度内に完成することが困難と見込まれることから、（仮称）新河分署建設に伴う敷地造成工事費2,226万円を繰越明許費としたものであります。

報告案件ですが、稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、人事院勧告に伴い改正したもので、施行日が12月1日となっていることから、議会を招集する時間的な余裕がなく専決処分を行ったものでございます。

いずれも原案のとおり可決または承認されました。

次に、去る平成23年2月21日に平成23年第1回定例会が開催され、人事案件が1件、条例の改正が3件、予算案件が7件の計11案件の審議が行われました。

まず、人事案件では、公平委員の任期満了に伴いまして、新たに利根町の中野通孝氏を選任同意いたしました。

次に、条例の改正では、稲敷地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであり、特別職の職員のうち、その他嘱託員の時間額を1,000円から1,300円に改正したものであります。

次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、単身赴任をする職員に対応するため、単身赴任手当を新たに整備したものであります。

次に、稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例については、本来の特殊勤務手当の支給の趣旨にかんがみ、従前の条例の全部を改正し、新たに整備したものであります。

次に、予算関係ですが、まず、平成22年度一般会計補正予算（第3号）であり、主な内容は、組合職員の給与条例が改正されたことに伴う人件費の更正と、消防費の施設費における工事関連経費の精算が主な内容であります。

次に、平成22年度養護老人ホーム松風園特別会計補正予算（第2号）であります。内容は、組合職員の給与条例が改正されたことに伴う人件費の更正と、消防費の施設費における工事関連経費の精算が主な内容であります。

次に、平成22年度養護老人保健松風園特別会計補正予算（第2号）であります。内容は、組合職員の給与条例が改正されたことに伴う人件費の更正と、調理業務委託料の契約差金による減額が主なものであります。

次に、平成22年度水防事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、水防事務の事務局から消防本部への移管に伴う人件費の更正と、水防訓練関係予算の減額を行ったものであります。

次に、平成23年度予算に関連した関係市町村の分賦金及び負担金割合についてであります。前年度からの変更点は、消防費に係る経費で、稲敷市、利根町及び美浦村の分賦金及び負担金において、基準財政需要額が現在段階的に調整されておりますが、来年度は本来の割合の97.5%となり、前年度95%に比較して2.5%増加しております。その他の分賦金割合につきましては、変更はありません。

次に、平成23年度組一般会計予算であります。

総額が36億915万4,000円であり、前年度比1億7,590万1,000円、5.1%の増加となっております。このうち利根町の分賦金及び負担金は事務費関係が658万3,000円、消防費関係が総額2億6,665万7,000円となっております。

消防関係の主な事業であります。が、（仮称）新河分署の建設、龍ヶ崎消防署の消防ポンプ車の更新、美浦出張所に配備されております梯子車のオーバーホール、その他各消防署所の改修工事に関する経費が計上されており、利根消防署につきましては、事務室の床張りかえ工事が予定されております。

次に、平成23年度養護老人ホーム松風園特別会計ですが、総額1億1,801万2,000円であり、前年度比2,008万6,000円、14.5%の減となっております。このうち利根町の分賦金及び負担金は99万5,000円であります。

松風園には、2月1日現在、46名の生活者がおりますが、そのうち利根町からは1名の生活者が生活しておられます。主な事業としては、生活者の生活環境の整備ということで、トイレ改修工事他、庁舎等の改修工事が予定されております。

次に、平成23年度水防事業特別会計ですが、総額996万1,000円で、前年度比102万1,000円、9.3%の減でございます。そのうち利根町の分賦金及び負担金は197万8,000円あります。内容は、水防事務に従事する職員1名の人件費と、水防に関連する諸経費が計上されております。

なお、平成23年度においては、5月21日に利根川水系連合水防演習が取手市で行われる予定になっております。これは通称1都6県ということでございます。

以上11案件が、原案のとおり、同意または可決されました。

その他の議会活動につきましては、7月6日から8日にかけて、稲敷地方広域市町村圏のより一層の進展と広域行財政の効率化に資するため、新潟県の長岡市消防本部及び同県の新発田地区広域事務組合の視察研修を行ってまいりました。

また、7月29日の臨時会の終了後、7月1日発足した「稲敷広域消防本部高度救助隊」の訓練が組合議員、関係市町村長に披露されました。

「稲敷広域消防本部高度救助隊」は、昨年2月に高度救助資機材を装備した型救助工作車が龍ヶ崎消防署に配置されたことから、これまでの「特殊救助隊」を全国的レベルの高度救急隊に格上げしたもので、茨城県内で3番目となるものであります。

今後ますます複雑・多様化する災害、また大型化する災害現場に適切に対応し、圏域住民の安全・安心の確保に役立つものと思っております。

最後に、平成22年度中の利根町における救急救助活動、火災発生についてでございますが、救急救助件数が591件、火災発生が6件でありました。

以上で、報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 次に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員中野敬江司君。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員中野敬江司君登壇〕

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員（中野敬江司君） それでは、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の議会報告を申し上げます。

平成22年11月11日、平成22年第2回議会定例会が開催されました。提出議案は1件で原案のとおり可決されました。

議案第1号は、平成21年度一般会計歳入歳出決算で、その内容は、歳入総額23億8,865万176円、歳出総額が23億4,159万4,415円で、実質収支額は4,705万5,761円の黒字で、単年度収支は1,664万8,058円の黒字、実質単年度収支については230万2,973円の赤字となっております。

歳入の主なものは分担金負担金で、構成市町の分担金は20億8,249万6,000円で前年比1億3,614万4,000円、7%の増額となっております。主な要因は、財政調整基金、繰入金を減額したものである。

次に、ごみ処理手数料は1億4,430万8,232円の収入済で、前年度比、事業系ごみが396万7,656円で2.8%の減額であります。家庭系ごみが93万9,900円で、16.1%の増額となりました。全体では302万7,756円で2.1%の減額となりました。これは事業系ごみの搬入量が171トン減ったため、年々減少傾向にあります。

繰入金については、構成市町の財政状況が厳しい中、分担金を軽減するため、財政調整基金を2,000万円取り崩し、旧清掃工場公債費に充当しました。

諸収入は1億1,032万9,648円の収入済で、前年比1,385万322円の減額となっております。主な要因は、資源有価物の市場価格が大幅に値下がりし、当初の見積単価より安価での契約によるものです。

次に、歳出の主な内容は、総務費の一般管理費で1億9,712万5,230円、そのうちの人件費が1億6,943万9,623円、委託料が1,361万5,485円で、支出の大半を占めております。

次に、衛生費の清掃施設費は8億7,290万7,938円となっております。主な内容は、ごみ処理施設の運転管理、保守点検、整備業務等の委託料及び消耗品費、光熱水費等の需用費であります。

公債費については、前年度と同額のごみ処理施設建設事業債及び旧最終処分場環境保全対策事業の元利償還金12億5,997万6,416円を支出しております。

次に、工事入札談合に関する損害賠償請求訴訟についての経過を申し上げます。

準備が整い、去る5月20日にJFEエンジニアリング株式会社を被告として独占禁止法に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起しました。

裁判の進捗状況は、3回の弁論準備期日が行われ、原告、被告、双方から証拠書類等が提出され、証拠及び争点の整理が行われております。争点が整理された段階で法廷での審理に移行する予定です。

次に、当組合が被告となっている裁判の経過について、平成9年11月21日に、原告、金子保広氏により訴状が提出された清掃工場の操業差止等請求事件、そして、平成12年11月7日に原告、渡辺儀助氏外2名、並びに平成13年6月26日に原則、金子保広氏により訴状が提出された損害賠償等請求事件は、これまで合併審理が行われ、双方から人証申し立てによる人証尋問が終了し、9月29日には、裁判官、原告、被告による最終の現地確認を行っております。

今後は、12月13日開催される口頭弁論までに、双方が最終準備書面を裁判所に提出し、12月で審理は結審する見通しとなっております。

次に、視察研修について報告申し上げます。

平成22年10月7日、8日の2日間、静岡県内の2施設を視察してまいりました。

初めに、掛川市・菊川市衛生施設組合が運営する環境資源ギャラリーについて報告いたします。

24時間に70トン进行处理する炉が、2基で最大140トンの処理能力がある清掃工場です。ごみ処理施設は直接溶融ガス化溶融炉で可燃ごみを破碎し、熱分解ドラムで加熱され、可燃ガスと炭に分解する方式ですが、高温溶融炉でごみの燃焼に年間35万リットルの灯油を使用する短所もあります。また、粗大ごみ等が5時間で35トン処理可能なりサイクルプラザ施設を併設してありました。

次に、静岡市が運営する西ヶ谷清掃工場を視察しました。

設備はシャフト式ガス化溶融炉方式で、24時間に250トンの処理能力で2基設置して

あり、1日に500トンの処理能力があります。可燃ごみを直接ガス化溶融炉で燃焼させ、発生ガスを利用してボイラーで蒸気を発生させ発電を行っております。2炉稼働時は1万4,000キロワットの発電設備を持っております。燃料はコークスを使用しており、相当の費用負担になっているようです。

また、溶融スラグはガイドラインを施工し、静岡市発注の道路等の建設資材として利用を義務づけ、プラントメーカーの系列会社と売買契約をし有効活用を図っております。一般の家庭ごみについては無料とのことでした。

次に、平成23年2月23日、平成23年第1回議会定例会が開催されました。提出議案は4件、報告1件が審議され、すべて原案のとおり可決、認定されました。

審議内容についてご報告いたします。

初めに、平成22年度一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれに2,705万5,000円を追加し、総額を23億9,287万円とするものです。

歳入は繰越金で2,705万5,000円を増額するものです。

歳出は議会費で、視察研修時の費用弁償等で29万3,000円を減額、総務費の一般管理費で職員の人件費245万8,000円、委託料で契約差金等を214万3,000円を減額するものです。

積立金は21年度決算余剰金2,705万5,000円について、牛久市を含めた4市町分108万3,000円、3市町分として2,597万2,000円を財政調整基金に積み立てをするものです。

また、衛生費の清掃施設費のうち、需用費の光熱水費で550万円、修繕料で11万5,000円、工事請負費で283万5,000円を減額するものです。

次に、議案第2号 平成23年度の構成市町の分賦金割合について、前年度と同様に協定書等に基づく割合で承認されました。

次に、議案第3号 平成23年度一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ23億4,000万8,000円とするもので、前年度と比較して2,528万7,000円（1.1%）の減額となりました。

歳入、分担金及び負担金で20億9,053万7,000円で、前年度と比較して2,528万9,000円の減額計上となりました。

使用料及び手数料については、衛生手数料で1億4,428万6,000円、前年度と比較して131万円の増額計上となりました。

繰越金については、同額の2,000万円を計上しております。

資源有価物売払収入は、前年度と比較して828万3,000円の増額計上です。

歳出については、議会費は3万3,000円増額し175万円を計上しております。

総務費の一般管理費は64万9,000円増額し1億6,829万7,000円を計上しております。

次に、衛生費で清掃施設費が8億9,541万6,000円で、前年度と比較して2,686万9,000円の減額計上となっております。主な内容は、光熱水費で756万円、修繕料で310万円それぞれ増額し、工事請負費では3,203万6,000円の減額計上となっております。

次に、最終処分場費については388万1,000円で、前年度と比較して40万8,000円の増額計上となっております。

次に、旧清掃工場費については749万8,000円で、前年度比4万円の減額となっております。

公債費は、前年度と同額の12億5,997万9,000円を計上するものです。

予備費については、前年度と同額の300万円を計上した予算となっております。

次に、議案第4号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合公平委員会委員の選任について。

平成23年3月31日で任期満了となる龍ヶ崎市選出の公平委員菅谷正義さんが再任されました。

報告第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分であります。内容は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合職員の給与に関する条例は、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例を準用しており、人事院勧告による給与改定が行われたため、龍ヶ崎市と同様に改定したものであります。

以上で報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 次に、龍ヶ崎地方衛生組合議員能登百合子さん。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議員能登百合子君登壇〕

龍ヶ崎地方衛生組合議員（能登百合子君） 先輩方の立て板に水の後で口が回るかどうかちょっと不安ですけれども、報告をさせていただきます。

龍ヶ崎地方衛生組合議会の報告をいたします。

まず、定例議会について、1、平成22年第2回定例会は、平成22年10月28日開催、議案第1号は平成21年度一般会計歳入歳出決算について、歳入総額は10億3,465万5,013円で、前年度より2,346万8,437円の減額です。その主なものは、分担金及び負担金の3,392万7,000円、使用料及び手数料の77万3,669円です。諸収入547万3,856円については、落雷被害による保険金520万2,500円ほかです。

歳出総額は10億319万8,832円で、前年度より2,968万3,661円の減額で、その主なものは議会費の39万5,962円、衛生費6,613万8,190円です。公債費は2,269万6,598円の増額です。

歳入歳出差引額3,145万6,181円は、次年度への繰り越しです。

議案第2号は平成22年度一般会計補正予算（第1号）、既定の歳入歳出総額からそれぞれ962万5,000円を減額し9億9,936万円を歳入歳出の総額とします。

議案第3号は平成23年度分賦金割合について、建設費分については人口割30%、均等割10%、実績割60%です。一般経費分は均等割5%、実績割95%とします。

議案第1号から第3号まで原案どおり可決されました。

2番、平成23年第1回定例会は平成23年2月24日に開催されました。

まず、井戸賀吉男副議長の退任に伴う副議長選挙で、阿見町議員吉田憲市氏が選ばれました。

議案第1号は公平委員の選任について、取手市戸頭、中尾智昭氏が選任されました。

議案第2号は平成22年度一般会計補正予算（第2号）、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ1,036万1,000円を減額し、9億8,899万9,000円を歳入歳出の総額とします。

議案第3号は平成23年度一般会計予算、歳入歳出予算総額はそれぞれ9億3,186万6,000円で、前年度より7,711万9,000円の減です。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で8億9,026万2,000円で前年度比3,591万1,000円の減、使用料及び手数料は2,879万6,000円で67万8,000円の減です。

歳出の主なものは、総務費2億6,098万2,000円、衛生費3億1,858万7,000円、公債費3億4,789万5,000円などです。

議案第2号、第3号は原案どおり可決されました。

次に、損害賠償請求訴訟について、下記のとおり事務局から文書による報告がありました。第7回口頭弁論、平成22年5月28日午前10時から10時18分。第8回口頭弁論、平成22年7月23日午後1時20分から1時35分。第9回口頭弁論、平成22年9月24日午前10時から10時10分。第10回口頭弁論、平成22年11月19日午前10時から10時15分。第11回口頭弁論、平成22年12月17日午後4時30分から4時45分。第12回口頭弁論、平成23年2月18日午後1時20分から1時35分。第13回口頭弁論の日程は、平成23年4月22日午後1時20分の予定、いずれも東京地方裁判所606号法廷です。回を追うごとに提出書面による主張、反論等が本格になってきていると思います。

終わりに、議会委員による先進地視察研修についてです。

平成22年10月の6日水曜日、7日木曜日の2日間をかけ、奈良市衛生浄化センターを視察しました。奈良は平安遷都1300年祭にわき多くの観光客が押し寄せ、その分、人目にはつかないけれども、ごみの量も当然増加したことであり、これまた目立たず一大イベントを支えた功労者の一員が衛生浄化センターであることは明白かと思えます。

その衛生浄化センターでは、し尿、浄化槽汚泥、生ごみを処理。生ごみと汚泥からメタン発酵により生成したバイオガスはボイラーの燃料として利用している。また、一次、二次の堆肥化発酵装置を通った堆肥は、15キロ袋詰めにして無料で譲渡しています。1カ月先まで予約でいっぱいとのこと。参加者は中山一生管理者、事務局2名を含め20人でした。

以上で、龍ヶ崎地方衛生組合の報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 次に、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員岩佐康三君。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員岩佐康三君登壇〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（岩佐康三君） 茨城県後期高齢者医療広域連合の議会報告をいたします。

去る平成23年2月17日、平成23年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、提出議案10件が審議され、全議案が原案どおり可決されました。

主な内容について報告いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合等々については、長たらしいので省きますので、特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、産業医を選任する必要がなくなったことから、条例の改正を行ったものです。

次に、議案第2号は臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定で、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金について、平成23年度以降も同様の軽減措置を実施するための財政措置が必要であることから、条例の改正を行ったものでございます。

議案第3号は一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,709万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ9億1,540万8,000円とするものであります。

議案第4号は特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,934万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2,440億594万9,000円とするものであります。

議案第5号は23年度の一般会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億5,693万6,000円と定めるもので、前年度より443万6,000円の増額で、率にしまして0.47%の伸びでございます。増額の主なものは後期高齢者医療制度特別会計への繰出金であります。

議案第6号は特別会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,559億8,826万6,000円と定めるもので、前年度より148億4,479万4,000円の増額で、率にしまして6.16%の伸びであります。増額の主なものは保険給付費の伸びによるものであります。

議案第7号は監査委員選任の同意を求めることについてで、水戸市の黒川 活氏を監査委員に再任したものであります。

議案第8号は公平委員選任の同意を求めることについて、水戸市の石川 治氏、大谷茂夫氏、内田一廣氏の3人を公平委員に再任したものであります。

それから、議員提出議案として次の2件が提出されました。

議案第1号は議会規則の一部を改正する規則の制定についてで、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う場として全員協議会を設けるための改正を行ったものでございます。

議案第2号は議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、全員協議会の招集に応じて出席した場合は、報酬を支給することとした改正を行ったものでございます。

次に、高齢者医療制度改革会議の高齢者のための新しい医療制度等について、最終取りまとめについて報告いたします。

高齢者医療制度改革会議は、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、厚生労働大臣の主宰による会議として、平成21年11月の設置以

来、これまで14回にわたり会議を重ね、去る平成22年12月20日に最終取りまとめを行ったところであります。

新たな制度の具体的な内容としましては、第1点目、基本的な枠組みは後期高齢者医療制度は廃止し、地域保険は国保に一本化する。

第2点目、国保の運営のあり方は、第1段階、平成25年度で75歳以上について都道府県単位の財政運営とし、第2段階、平成30年度で全年齢について都道府県単位下とする。また、都道府県単位の運営主体は都道府県が担うことが適当である。都道府県は財政運営、標準保険料率の設定を行い、市町村は資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付、保険事業等を行う形で分担と責任を明確にしつつ共同運営する仕組みとする。

第3段目の費用負担については、公費負担は75歳以上の医療給付費に対する公費負担割合について実質47%から50%に引き上げる。また、高齢者の保険料は国保に加入する75歳以上の保険料は、同じ都道府県で同じ所得であれば原則として同じ保険料として、その水準は医療給付費の1割程度とする。さらに、75歳以上の方について適用されている低所得者の保険料軽減の特例措置、均等割の9割、8.5割軽減、所得割の5割軽減は段階的に縮小する。現役世代の保険料による支援金は、被用者保険者間の支援金は各保険者の総報酬に応じた負担とする。保険負担については、70歳から74歳までの患者負担は個々人の負担が増加しないよう、70歳に到達する方から段階的に本来の2割負担とする。

以上が新制度の概要ポイントでございます。

以上で、報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 各組合議会議員からの発言が終わりました。

続いて、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 平成23年第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼とごあいさつを申し上げます。

まず初めに、今回の災害に遭われました方々に、心よりお見舞いを申し上げます。議会開会前のテレビ報道では、1カ所で約1,000体のご遺体が発見されたと。亡くなられた方、ご遺族の皆様には、心よりお悔やみを申し上げますとともに、行方不明の方も大勢いらっしゃいます。この皆様方の一日も早い救出、また無事を願っております。

さて、議員の皆様方におかれましては、3月1日から本日までの長期間にわたり慎重なご審議をいただきました結果、ご提案申し上げました合計23件の案件、すべてにつきまして原案どおり決定並びにご承認を承りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、予算等をご承認いただきましたことで、私の公約の一つであります県下一番の子育て環境のよいまちづくりに向けた各支援施策や、そのほか主要施策につきましても、新たな実施やさらなる充実に向け進展する運びとなり、大変ありがたく思っている次第で

ざいます。

これまで町長として重責を感じながら、議員の皆様や町民の皆様方のご協力、ご支援のもと、一つ一つの施策に全力で取り組んでまいりました。

旧利根中学校や旧布川小学校跡地の利活用につきましては、今後、学校法人タイケン学園による4年制大学の文部科学省への認可申請等の手続が予定され、本年10月末ごろ認可がおりる予定となっております。

また、旧東文間小学校跡地活用につきましては、適合高齢者専用賃貸住宅も24年春開設の予定でございます。

23年度からは、こうした開学、開設準備が予定されるなど、この利根町が活性化に向け具体的に前進動き出す、とても重要な年になるかと認識しているところでございます。

議会初日に申し上げましたとおり、昨今の景気は依然として厳しい雇用、経済情勢が続いております。私は、こうしたときほど時代に即応した経営感覚で適切な判断をしていかなければならないということも十分承知をしております。

今後におきましては、議員の皆様方も見てのとりの今回の災害復旧を最優先に対応していきたいと考えております。

また、最大のサービス機関であるという行政を運営するという認識から、経営するという認識に改め、しかも先を見越した上でさまざまな課題に全力で取り組むとともに、安全・安心・安定を基本理念とした協働のまちづくりを、町民の皆様とともに推進していきたいと考えておりますので、議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

長期間にわたりご審議、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。
議長（若泉昌寿君） 発言が終わりました。

議長（若泉昌寿君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第1回利根町議会定例会を閉会といたします。

なお、次の第2回定例会は、平成23年6月3日金曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでございました。

午後零時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 若 泉 昌 寿

利根町議会副議長 高 木 博 文

署 名 議 員 会 田 瑞 穂

署 名 議 員 飯 田 勲